

兵庫県公報

令和2年9月23日 水曜日 第142号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新（建築指導課）	4
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（東播磨県民局）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
公 告	
○ 落札者等の公示（管理課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	7
○ 同 上（同）	7
病院局公告	
○ 入札公告（県立淡路医療センター）	8
公安委員会告示	
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し	13

告 示

兵庫県告示第987号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年9月23日

兵庫県知事 井戸敏三

栗栖土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤川 清	たつの市新宮町牧172番地
同	馬場 俊治	同 市新宮町牧2番地1
同	藤網 勝美	同 市新宮町鍛冶屋516番地1
同	岸井 和義	同 市新宮町能地244番地
同	藤原 操	同 市新宮町能地344番地
同	阿曾 辰美	同 市新宮町大屋181番地
同	井伊 仁明	同 市新宮町平野425番地1
監事	大見 末三	同 市新宮町栗町958番地1
同	大柿 博司	同 市新宮町千本475番地
同	塩谷 晃正	同 市新宮町芝田288番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤川 清	たつの市新宮町牧172番地
同	溝口 数美	同 市新宮町鍛冶屋475番地1
同	高野 茂樹	同 市新宮町栗町903番地
同	岸井 和義	同 市新宮町能地244番地
同	丸山 芳博	同 市新宮町能地342番地2
同	上田 孝蔵	同 市新宮町大屋376番地
同	井伊 仁明	同 市新宮町平野425番地1
監事	馬場 俊治	同 市新宮町牧2番地1
同	保田 義一	同 市新宮町千本1783番地
同	鶴田 日出行	同 市新宮町芝田264番地



兵庫県告示第988号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和2年9月23日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
上八木土地改良区	令和2年8月31日
今田町土地改良区	同 年9月1日
古市土地改良区	同
大山川沿岸土地改良区	同



兵庫県告示第989号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和2年9月10日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年9月23日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	大村中池地区	令和2年9月23日から 同 年10月13日まで	三木市役所



兵庫県告示第990号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和2年9月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所

- 美方郡香美町村岡区長瀬字広瀬615の1、615の2、622、622の3、622の4
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第991号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東洋紡株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
工場長 中尾良治
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋紡株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設	46号ニ 廃ガス洗浄施設		
能	力	8000 L	1000 L		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1日	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0～24時 3時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	4	5	7～8	6～9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100,000	100,000	1,000	1,000
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	燐含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.05	0.07	0.09	0.12

備考 汚水等の一部は焼却処理又は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年9月23日から同年10月14日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第992号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定に基づく指定をした者について、次のとおり指定の更新をした。

令和2年9月23日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	住所	指定の区分	業務区域	業務を行う事務所の所在地	指定の期間
株式会社兵庫 確認検査機構	姫路市南条 426番地2	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号から第14号の2までに掲げる区分	兵庫県全域	姫路本店 姫路市南条426番地2 加古川支店 加古川市加古川町北在家2006番地 豊岡支店 豊岡市正法寺655番地1 神戸支店 神戸市中央区東町113番地1	令和2年9月11日から5年間



兵庫県告示第993号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年9月23日

東播磨県民局長 伊藤裕文

- 1 指定する貯水施設の所在地
高砂市阿弥陀町阿弥陀字道ノ下211
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
阿弥陀東部水利組合	高砂市阿弥陀町北池169-4	伊井龍彦

3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第994号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年9月23日

東播磨県民局長 伊藤裕文

- 1 指定する貯水施設の所在地
高砂市阿弥陀町阿弥陀字皿池の上359—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
阿弥陀東部水利組合	高砂市阿弥陀町北池169—4	伊 井 龍 彦

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第995号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年9月23日

東播磨県民局長 伊 藤 裕 文

- 1 指定する貯水施設の所在地
高砂市阿弥陀町阿弥陀字竿池686—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
阿弥陀東部水利組合	高砂市阿弥陀町北池169—4	伊 井 龍 彦

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第996号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年9月23日

東播磨県民局長 伊 藤 裕 文

- 1 指定する貯水施設の所在地
高砂市阿弥陀町阿弥陀字狐山東423
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
長尾水利組合	高砂市阿弥陀町長尾531—1	松 本 辰 彦

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第997号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年9月23日

東播磨県民局長 伊 藤 裕 文

- 1 指定する貯水施設の所在地
高砂市北浜町北脇字菜切385—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
北脇水利組合	高砂市北浜町北脇219-1	井神兄雄

- 3 指定する理由
地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和2年9月23日

契約担当者
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立特別支援学校中型スクールバス7台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月7日
- 4 落札者の名称及び住所
いすゞ自動車近畿株式会社神戸支店
神戸市東灘区向洋町西4丁目4
- 5 落札金額
96,943,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年6月26日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和2年9月23日

契約担当者
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立特別支援学校小型スクールバス4台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月7日
- 4 落札者の名称及び住所
三菱ふそうトラック・バス株式会社近畿ふそう神戸支店
神戸市東灘区向洋町東2-2-1
- 5 落札金額
29,842,879円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告をした日
令和2年6月26日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和2年9月23日

契約担当者
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立特別支援学校大型スクールバス4台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月7日
- 4 落札者の名称及び住所
いすゞ自動車近畿株式会社神戸支店
神戸市東灘区向洋町西4丁目4
- 5 落札金額
85,756,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年6月26日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年9月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市長尾町字南野844番2、844番63
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市須磨区大田町7丁目4番2号
株式会社カコテクノス 代表取締役 加古泰三
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年5月25日
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-4号(2小野)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年9月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市大門字西寺井65番1、66番1の一部、67番、74番から76番まで、77番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市東灘区御影塚町四丁目9番21号
株式会社マルヤナギ小倉屋 代表取締役 柳本一郎

3 許可年月日及び許可番号

令和2年7月14日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1—5—3号（27加東）

病院局公告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月23日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立淡路医療センター院長 小山隆司

1 入札に付する事項

(1) 工事名

兵庫県立淡路医療センターアンギオ室整備工事

(2) 工事場所

洲本市塩屋1丁目1番137号

(3) 工事概要

工種 建築工事一式

血管造影X線撮影装置の設置のためのアンギオ室整備工事

(4) 施工期間

着工の日から令和3年3月15日（月）まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

令和2年10月下旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 中間前払金 有

ウ 部分払 有

履行期間中2回以内とする。

エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が建築工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知

書を有していること。

オ 兵庫県淡路県民局管内、神戸県民センター管内及び東播磨県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、令和2年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の建築工事における格付等級がA、B又はC等級であること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社 安井建築設計事務所

(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の建築工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、建築工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ウ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和2年9月23日（水）から同年10月14日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒656-0021 洲本市塩屋1丁目1番137号

兵庫県立淡路医療センター総務部経理課

電話（0799）22-1200 内線221

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

令和2年9月23日（水）から同月30日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

前記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手續

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）

を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

前記5(1)に同じ。

(2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

令和2年9月24日（木）から同年10月8日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

前記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和2年10月13日（火）及び同月14日（水）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

前記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和2年10月15日（木）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

洲本市塩屋1丁目1番137号 兵庫県立淡路医療センター2階中会議室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県立淡路医療センターが作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第261号

行政手続法（平成5年法律第88号）第23条第1項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

令和2年9月23日

兵庫県公安委員会
委員長 豊川輝久

1 被処分者

氏名	営業所の所在地	営業所の名称	処分事項
菊地喜徳 こと 朴英	兵庫県尼崎市南武庫之荘 1丁目19番8号ウインド 南武庫之荘2階	武庫之荘クラブ	風俗営業の許可（平成12年12月6日尼北第平12-4号許可）の取消し

2 事務を所掌する組織の名称及び所在地

兵庫県警察本部生活安全部保安課 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部生活安全部保安課を経由して、兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。